

## ⑥ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 その他 / 該当する場合にご用意いただく書類

- その他、該当する場合のみご用意いただく書類は下記の通りです。  
なお、内容によっては下記以外の書類が必要となる場合がありますのでご承知ください。

No.	書類名など	入手先
1	<b>サイン証明書(署名証明書)ならびに在留証明書</b> ・ 海外に居住されている相続人様で、印鑑証明書を取得できない方は、大使館・領事館等で発行する「サイン証明書」ならびに「在留証明書」をご用意ください。	大使館 領事館等
2	<b>特別代理人選任審判書謄本</b> ・ 親権者と未成年者がともに相続人様等の場合に、ご郵送をお願いする事があります。	家庭裁判所
	<b>後見登記等の登記事項証明書</b> ・ 相続人様に代理人(成年後見人、保佐人、補助人等)が選任されている場合にご用意ください。	法務局
3	<b>相続放棄申述受理証明書または通知書</b> ・ 相続人様放棄された場合にご用意ください。	家庭裁判所
4	<b>限定承認申述受理証明書または通知書</b> ・ 限定承認された場合にご用意ください。	家庭裁判所
	<b>相続財産管理人選任審判書謄本</b> ・ 相続財産管理人が選任されている場合にご用意ください。	家庭裁判所
5	<b>遺産整理に関する委任契約書等</b> ・ 遺産整理受任者を選任されている場合にご用意ください。	お客様
6	<b>遺言検索システム照会結果通知書</b> ・ 遺言書の日付が古い場合等にご郵送をお願いする事があります。	公証人役場
7	<b>戸籍の附票、住民票の除票</b> ・ 被相続人様(亡くなられた方)のご住所が当金庫への届出住所と異なる場合にご郵送をお願いすることがあります。	市区町村役場